

質問：強制避難地域内の人々の人権だけでなく、強制避難外の人々の人権はどうなるでしょうか。

複雑な問題ですので、複雑な解決法が必要です。

プレゼンで述べなかったのは、情報に関する権利です。政府は、安全上の懸念問題に関して、被災者や直接影響を受けるだけでなく、より広範囲に関する情報を影響を受けている自治体と共有する義務があります。避難勧告などは、政府の義務と責任ではあるが、影響を受ける人に正確な情報を提供した上で、協議のもとで決定されるべきである。

政府が情報を出す場合に、単体の専門家の判断だけでなく、日本の人々や世界の人々が信頼できるような情報を提供するために国際的な独立専門家やによる判断を提供する必要がある。こうすることで、特定の利権などから独立した情報が得られるのではないかと思う。

質問：日本は、国際人権条約のうち7つに批准しているが、それ以外にも原子力の安全に関する様々な条約を批准している。原子力の安全に関する条約をみても、安全評価の批判はあまり報道されず、また日本がIAEAの勧告にどのように対応してきたかという点についても伝えられない。ジュネーブベースの人権機関とウィーンベースのIAEAが分断してしまっているようだ、この二つのレジームが協力していくべきだが、どのようなこうした協力を押し進めて行くべきであるのか。

IAEAに人権ベースの考慮するといった動きはあるのか。

仰る通り、現状としてはあまり連携ができていないと思う。

福島的事例を、人権メカニズムとIAEAを含む他の国連機関とのより高度な調整をはかるいい機会にすべきだ。

人権機関はどちらかという、問題が起きてから対処するという傾向があると思う。独立機関や市民社会が、人権機関にたいして、何が起きているのか、懸念がなんなのかを伝えていくべきである。

IAEAだけでなく、その他の機関と人権機関との協力関係をより築くべきです。

質問：社会権規約を日本の裁判所は、法的拘束力のあるものではなく、世界人権宣言のような宣言だとされている。もとの条約に法的拘束力がないとされているので、勧告や原則にも拘束力がないとされてしまう。こうした政府を前提にして、どのようなことができるのだろうか。

国際法において、はっきりしていることは、批准した条約には法的拘束力があるということです。国によって、条約が憲法の一部として批准直後から適用できるか、条約に準じた国内法かの違いはあるが、日本の状況はわからない。

宣言にすぎないとの問題が、国会側が国内法を制定していないために、拘束力はないという可能性はある。国際法を国内法として適用するための啓発活動が必要になってくるでしょう。

質問：放射能被爆の上限は誰が決める権利があると、国連は考えているのか。私は、実際に影響を受ける影響を受ける住民や、すくなくとも議会であると考えるが、日本では行政が一方的に決めている。

私たちができるのは、基準の決定に関しては、独立専門家による判断を仰ぐことです。人権アプローチとしては、健康被害に関しては、専門家でも完璧な答えというものはないかもしれないが、最も慎重な数値を上限とする必要があると思われる。健康に関する権利の中で、知る権利という視点が弱いという指摘があったが、そうかもしれない。市民社会が国連側に対してさらなる情報提供をすることで、国連もこの問題をより深めることができるだろう。

質問：震災直後の、行政の指導の変更等による精神障害者の強制的入院に関して

刑事告発しても、相手にしてもらえない。民事にしても、国際人権条約や憲法に関して、憲法において、こうした国際条約を避けられようようにできているが、国連には見直してほしい。

政府による人権侵害があると思うのであれば、そうした状況を記録し、私たちを含む国連に通報してください。

質問：国連は勧告を出しているが、日本政府はこうした勧告を不履行し続けている。日本の言論の自由に関わる問題、公正な選挙に関する問題の現状をして知ってほしい。

被災者の中でも、女性等はなかなか声を上げられない。

国連の勧告に対する日本政府の不履行に関しては、その不履行自体を証拠とし、こうした事態を国内で意識を高めていくような活動をしてください。政府は、真剣に人権政策を取り組まざるをえなくなるかと思えます。

質問：事例 福島からの被災者で、平時に子ども虐待が見受けられたが、避難所で集団生活をする中で、そうした傾向が少なくなった。ただ、こうした人が移動する際に、保護やモニタリングを継続するシステムがない。DVに関しても同様の問題がある。避難所等を移動に応じて、これまでの担当して行政の範囲からはずれ、保護のシステムがなくなってしまう。障害者がすでに違い場所に移動させられてしまう。その中には、選択という考え方がない。どのように考えればいいのか。

現時点では、情報不足のために具体的なことは言えない。数日中にもう少し確かなことが言えるようになるだろう。

子どもの虐待に関しては、政府は子どもの最善の利益の原則が最優先に考慮されるべきである。避難所の移動は最低限にとどめるべきであり、安全が確保できない等の場合のみの、最終手段にするべきである。

質問：原発に関する子どもの権利について。実際に子どもたちを守って行くために、どのような行動が必要なのか。子ども達は、現状、これからどうすればいいのかについてどのよう知る権利があるのと考えるか。

子ども達の知る権利であるが、当然子どもにも知る権利がある。基本的には他の人と全く同じ権利を有している。子どもの権利条約に、こうしたことは明記されている。年齢にもよるし、それに合わせて話し合いの内容ややり方は変わってくるが、子どもを協議に参加させ、意思決定に参加させることが大切だ。

そういった子どもの権利を守る土台が、子どもの権利条約であり、こうした活動で一番重要なのは、子どもの最善の原則を尊重することである。

質問：国内避難民の定義の中で、やむなく避難をしている人と定義されているが、

勧告、命令は受けていないが、自主的に避難をしている人たちがいます。こうした人の保護が充実していない。こうした人たちは、国内避難民にあたるのか。

避難というのは、政府の指定に基づくものだけでなく、事情が避難を余儀なくさせる場合も含む。

政府の指定する範囲外の自発的な避難であっても、国内避難民として扱われるべきであり、避難場所に関係なく、同様のサービスや援助を受けられるべきである。

実務的には、すべての避難民の避難場所を特定するのは、難しいことであるが、対応する必要がある。場合によっては、援助がいない避難民はいると思いますが、避難先に永住するのか元の移住先にもどるかなどの選択に迫られる場合もあるので、それでも援助は必要です。

質問：強制避難命令がない場合は、政府からの保障がない。福島市内のホットスポットがあり、健康上の懸念があるにもかかわらず、保障がないために、財産をすべて置いてこなければならない。

被災者には、健康上の懸念があるのであれば、それに対する保障を受ける権利がある。政府は、健康上の懸念がある以上は、十分な保障をする義務、保障提供を監視、監督する義務がある。1995年に、条約機関は、政府は、地震によって破壊された家の人の住宅ローンを支払いを手助けする必要があるという提言をしている。政府は、政府もしくは、健康上の懸念を引き起こした機関が保障の責任を果すよう勧告する義務を負う。